令和4年度 国の施策並びに予算に関する提案・要望 (商工関係)

1 デフレ経済からの完全な脱却と持続的な経済成長の実現に ついて

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う休業要請・営業時間短縮要請などにより、 売上額が大幅に減少するなど、企業の存亡に関わる、厳しい状況が続いている。

また、世界経済においても、新型コロナウイルス感染症の影響により、ロックダウンによる経済活動の停止などによる影響を受けており、加えて、米中貿易摩擦の動向や金融資本市場の変動の影響に引き続き留意する必要がある。

こうした中、我が国が、新型コロナウイルス感染症の影響からの早期回復と持続 的な経済成長を実現するためには、今後も大胆な金融政策、経済対策、規制改革、 地方分権及び将来の不安払拭に資する構造改革の加速化が必要である。

ついては、政府・日銀においてあらゆる施策を講じることにより、新型コロナウイルス感染症の影響を受けているあらゆる業種の企業を強力に支援するとともに、これまで実施してきた「量」・「質」・「金利」の3つの次元での金融緩和措置の継続など、思い切った金融・為替政策を引き続き実施することで、名目GDPおよび日本の稼ぐ力の回復に向けた政策対応を検討・実施すること。

また、DX(デジタルトランスフォーメーション)を大胆に進め、ポストコロナにおいて世界をリードできる強靭な社会経済構造への転換を加速すること。

2 地域経済の活性化について

- (1) 国の経済財政諮問会議や成長戦略会議など、経済財政政策について検討する機関に、地方財政や地域の経済・社会に精通した地域の代表を委員として加えるなど、地域の意見を一層反映させる仕組みを構築すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の拡大は、行政におけるデジタル化の遅れや、場所や時間に捉われない働き方、民間企業におけるビジネスモデルの刷新など、様々な課題を顕在化させた。こうした状況の中、ウィズコロナ・ポストコロナの新しい社会における環境整備のため、国家戦略特区や規制改革推進会議における取組により、大胆かつ迅速に規制改革を進めること。
- (3)電力各社の値上げが地域経済に与える影響を考慮し、カーボンニュートラルの 実現を目指す中においても電力の安定供給を確保した上で料金上昇を抑制する 道筋を明確にすること。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、生産拠点等の国内回帰や多元化を通 じた強固なサプライチェーンを構築する必要があることから、「サプライチェー ン対策のための国内投資促進事業費補助金」「海外サプライチェーン多元化等支 援事業」などの企業の設備投資に対する強力な財政支援を継続すること。

(5) 地域の大学、企業、産業支援機関、自治体の連携を強化し、地域イノベーションの創出を進めるため、地域の特性に応じた産業振興に資する研究開発の取組を支援する制度を創設、拡充すること。

3 中小企業の振興について

- (1) 地域の経済・雇用を下支えし、有望な技術等を有する中小企業・小規模事業者の競争力強化を図るため、輸出促進などを通じた海外展開の拡大を含めた振興策や生産性の向上に資するデジタル技術導入への支援の充実・強化を図ること。
- (2) 依然として新型コロナウイルス感染症の収束が見えない状況であることから、厳しい状況にある中小企業・小規模事業者の経済環境を踏まえ、民間金融機関を通じ既に貸し付けられている実質無利子・無担保融資の返済条件の変更に金融機関が柔軟に対応できるようにすることや、利子補給期間の延長など、事業者の返済負担の一層の軽減策を講じるとともに、政府系金融機関の融資制度において、中小企業・小規模事業者の資金繰りに支障を来さないよう、引き続き必要な対策を講じること。

また、感染症による影響や経済情勢を踏まえたセーフティネット保証制度の弾力的な運用や、日本政策金融公庫のセーフティネット貸付の取扱期間の延長及び金融機関に対する指導や返済猶予も含め、引き続きアフターコロナを見据えた事業者の資金繰り支援に万全を期すこと。

さらに、政府系金融機関の資本性劣後ローンについて、貸付期間の延長や金利の引き下げ等の条件緩和を行うとともに、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う期間限定の特別対策として、資本性劣後ローンを対象とする信用保証制度を創設すること。

(3) 信用保証協会の経営に支障を来さないよう、協会への無利子貸付や補助などの支援措置を講じるとともに、中小企業・小規模事業者の経営改善につなげる観点から、引き続き保証料率・保険料率のあり方を検討すること。

また、都道府県が実質無利子・無担保融資及び独自の資金繰り支援を実施するにあたり必要となる、信用保証に基づく代位弁済額の都道府県負担分や預託原資調達に係る借入利息、利子補給等については、都道府県の財政負担が大きいことから十分な支援を行うこと。

(4) 地域産業の活性化や中小企業・小規模事業者の振興を図るため、都道府県中小企業支援センター等との連携などに十分配慮しながら、人材の育成、経営革新への支援を充実させるとともに、「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業(よろず支援拠点事業)」を継続的に実施すること。

加えて、「中小企業生産性革命推進事業」については、中小企業基盤整備機構へ拠出する仕組みを継続し、今後も安定的な予算を確保すること。

また、「中小企業等事業再構築促進事業」については、新型コロナウイルスの 感染拡大でダメージを受けた事業者の新たなチャレンジを大いに後押しするも のであり、今後も継続して予算を確保し、地域の実情に応じた適正な配分を行い、 中小企業生産性革命推進事業とともに、多くの事業者が活用できるよう柔軟に対 応すること。

(5) 小規模事業者は地域における経済、雇用、コミュニティの維持に重要な役割を 果たしていることから、その振興策を充実させること。

また、アフターコロナ(with コロナ)において、施策を着実に実施するためには、商工指導団体の果たす役割は今後さらに重要になることから、都道府県が商工指導団体の支援体制の強化に十分な財政支援を行えるよう、経営指導員等の人件費に係る財政支援を拡充すること。

(6) 中小企業高度化資金(高度化事業)について、社会・経済状況の変化等の特別な事情により、経営の責任をやむを得ず負っている連帯保証人等が再チャレンジの機会を阻まれている現状もあることから、都道府県の債権保全が確実に図られる形での金融機関保証制度などの活用を促進、拡大することにより、連帯保証人等に頼らない制度運用に取り組むとともに、既往貸付については、早期の生活再建・事業再建を支援すべく、経営者保証に関するガイドラインの柔軟な適用について、都道府県の債権保全の観点も踏まえつつ検討を行うこと。

また、昨今の金利情勢や民法改正、他省庁の遅延利息の率等を踏まえ、既往貸付分にかかる分を含め違約金の利率について検討を行うこと。

- (7) 中小企業の経営革新への取り組みを支援するため、経営革新計画承認企業に対し、資金調達や販路開拓などの支援措置を一層充実すること。
- (8) 中小企業の円滑な事業承継を促進するため、事業承継・引継ぎ支援センターの 取組や専門家派遣への助成、持ち株会社含め様々な経営体制の実態に即した税制 の負担軽減措置の対象要件の緩和など、事業者の気付きから承継の実現までの一 貫した支援をより一層充実させるとともに、事業承継税制の認定件数が増加して いるため、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」に基づき都道 府県が行う認定事務について、必要な地方財政措置を講じること。

また、「経営者保証に関するガイドライン」に基づく適切な対応がなされるよう、一層の浸透・定着を図ること。

- (9)近年、多発している自然災害や新型コロナウイルス感染症の感染拡大等に対し、 中小企業がサプライチェーンを維持するため、事業継続計画(BCP)に基づき 防災・減災対策等を講じる場合の税制措置の充実を図ること。
- (10) 中心市街地の商業機能やコミュニティ機能の維持・強化を図るため、商店街の活性化に向けた取組等に対する支援の充実を図るとともに、空き店舗の解消等を促進するため、制度改正や財政支援措置を含む抜本的な対策を実施すること。

令和3年6月10日

全 国 知 事 会